

しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付要綱

制定 令和8年4月1日区長決定 要綱第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区内企業への就職を目指す女性（以下「対象者」という。）に対し、ITスキル向上のための講座を受講した際に負担する費用の一部についてしながわ女性高度IT人材育成事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、区内企業の人手不足解消および女性の就業機会創出、職業能力向上を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 区内企業への就職を望む者。（学生を除く。）ただし、ここでいう区内企業とは、品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）に規定する暴力団および暴力団員と密接な関係がある者を除く。
- (2) 区長の指定する日までに区長が別途指定する助成対象講座（以下「助成対象講座」という。）を受講する者
- (3) 納期限の到来した区税を完納している者
- (4) その他区長が必要と認める条件を満たしている者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象講座の受講のために対象者が支払った入学金および受講料（対象者の希望により特別に行われる訓練または特別に提供される教材等に要する費用を除く。）（以下「受講経費」という。）であって、区長が指定する期間内に支払が完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が、助成金の交付を受けようとする経費について、この要綱その他の区の制度または国、都その他の機関の制度により助成金の交

付を受けた、または受ける予定である場合は、助成対象経費としないものとする。
ただし、区長が認めたものについては、この限りではない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費に対し10分の3以内であって別に定める割合を乗じた額とし、25万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 この要綱による助成金の交付は、一の対象者につき1回限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書の区長が認めたものとして他の助成金の交付を受けた、または受ける場合の助成金の額は、既に交付を受けた、または交付を受ける他の助成金の額と合算して第1項に規定する額を超えない額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が指定する日までに、品川区電子申請サービスによる交付申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 オンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力するほか、対象者であることを確認することができる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の氏名および居住地

(2) 助成金の交付申請額

(3) 対象講座の内容および受講経費が分かる書類

(4) 勤務地の記載がある雇用契約書または労働条件通知書の写し(就労者に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、申請者は、助成金交付申請書（様式第1号）により区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付することを適当と認めるときは、必要な条件を付し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請書に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、交付申請の内容を変更または中止するときは、助成金変更等申請書（様式第3号）を区長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、対象講座を修了したとき、区長に対し、品川区電子申請サービスを利用して速やかに実績の報告をしなければならない。

2 前項の実績の報告を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

（1）申請者の氏名および居住地

（2）対象講座名

（3）助成対象経費総額

（4）助成金額

（5）第3条に規定する助成対象費用の支出を確認できる書類等

（6）その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、品川区電子申請サービスを利用して実績報告をすることが難しい事由がある場合は、申請者は、対象講座を修了したとき、速やかに実績報告書（様式第4号）およびその他必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 区長は、前条の規定による実績の報告または実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第5号）

により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 区長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 申請年度の末日までに第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金の交付決定の内容その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 交付決定を受けた者は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(違約金)

第12条 対象者は、前条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額(一部を返還した場合その後の期間においては、既返済額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

品川区長あて

しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付申請書

しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

申請者	フリガナ		
	氏名		
	住所		〒 -
	電話番号		
	メール		
	就労者のみ	就労先事業者名	
		就労先所在地	〒 -

1 受講講座

受講講座名	
併用する補助事業名 (該当事業に✓を記入してください。)	<input type="checkbox"/> (1) 厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」 <input type="checkbox"/> (2) 経済産業省「リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業補助金」
受講経費	円
受講予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
受講講座運営事業者名	

2 助成金交付申請額

補助事業	経費	項目	金額
	(A)	助成対象経費	円
1 (1) ※2	(B)	(A) × 助成率 (2 / 10) (計算後の 1,000 円未満は切捨て)	円
1 (2) ※2	(B)	(A) × 助成率 (3 / 10) (計算後の 1,000 円未満は切捨て)	円
		交付申請額 ((B) と助成金上限額※1 のいずれか少ない額)	円

※1 助成金上限額は 25 万円

※2 「1 受講講座」において選択した補助事業によって助成率が異なる

3 確認事項

以下の事項全てについて確認しました。

確認した項目に✓を記入してください。	確認事項
<input type="checkbox"/>	過去、本助成金やその他の区の制度または国、都その他の期間の制度により助成金の交付を受けたことはありません。
<input type="checkbox"/>	今後、同一の講座受講について他の区の制度または国、都その他の機関の制度により助成金の交付を受ける予定はありません。
<input type="checkbox"/>	交付の要件を満たすことを確認するために必要な情報について、区が公簿で確認し、または関係機関に照会することに同意します。
<input type="checkbox"/>	区内企業におけるインターンシップへの参加に協力します。
<input type="checkbox"/>	講座受講修了後の就労状況調査に協力します。

以上

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成事業名

しながわ女性高度IT人材育成事業

2. 助成金交付決定額

金	千	百	十	万	千	百	十	円
額								

以上

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所

氏名

しながわ女性高度IT人材育成事業助成金変更等申請書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けたしながわ女性高度IT人材育成事業助成金について、（交付申請の内容を変更・中止）したいので、次のとおり申請します。

記

1.（変更・中止）事項

2.（変更・中止）理由

以上

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所

氏名

しながわ女性高度IT人材育成事業助成金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業について、しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施事業名

しながわ女性高度IT人材育成事業

2. 対象講座名

3. 助成対象経費総額

円

(注) しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付要綱第3条に規定する対象

経費の支出を確認できる書類を添付すること。

4. 助成金額

円

以上

様式第5号（第9条関係）

番 号

年 月 日

様

品川区長



しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付確定通知書

年 月 日付 第 号で通知した助成金交付決定について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

1. 助成事業名

しながわ女性高度IT人材育成事業

2. 助成金交付確定額

金	千	百	十	万	千	百	十	円
額								

以上